平成２５年（フ）第５３６号
仙台市太白区長町６丁目14番22号　広岡ハイツ103
破産者　猪股真由美（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
福島県いわき市平塩字中島11番地の８
破産者　石井　照男
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第９３０号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目123番地　コーポ金子Ｂ棟201号、旧住所埼玉県鴻巣市下忍2824番地81
破産者　畠山　　勉
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３１号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目123番地　コーポ金子Ｂ棟201号、旧住所埼玉県鴻巣市下忍2824番地81
破産者　畠山　敏江
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０００号
埼玉県戸田市大字新曽1057番地　アーバンイケダ309号室
破産者　松本　　豊
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
神奈川県大和市深見西６丁目６番24―216号
破産者　西田竜太郎
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１１号
神奈川県高座郡寒川町中瀬７番11号
破産者　山口　鉄徳
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８号
長野県須坂市旭ケ丘３番地２　Ｂ１―204、破産手続開始決定時の住所長野市大字石渡182番地９
破産者　佐藤　辰徳
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
長野県松本市波田5483―５、住民票上の住所長野県松本市庄内３丁目４番５号
破産者　下園恵一郎
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市弥生町字東豊和107番地６　202
破産者　眞田　喜典
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１４６８号
大阪府和泉市観音寺町595―１　リージェンツ・パーク205号、開始決定時の住所大阪府和泉市池田下町1115番地の２
破産者　南　　昌克
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１０号
神戸市西区天が岡11―１、住民票上の住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目18番26―103号
破産者　井手上　浩
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０３号
大阪府吹田市千里山西１丁目15番37号
破産者　清水　康文
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６７号
大阪府吹田市千里山西１丁目15番37号
破産者　清水　尚彦
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５２号
大阪府豊中市北条町１丁目33番３号
破産者　鈴木　照美
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９８号
大阪府箕面市小野原東３丁目４番Ａ―103号
破産者　小矢田健治
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４４号
大阪市西成区花園南１丁目７番20号　ＦＤＳフェリーチェ601号、前住所大阪市西成区南津守４丁目１番70―253号
破産者　和田　浩一
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１０号
大阪府高槻市津之江北町34番31号
破産者　小野　雅彦
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５７号
大阪市福島区野田６丁目５番41―Ｓ1412号
破産者　森田　博一
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部